



山形県公報

平成15年11月26日(水)

号 外(91)

目 次

公 告

都市計画の変更の案を作成することについての公聴会..... (都市計画課) ... 1

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 日時及び場所

都市計画の名称	日 時	場 所
酒田都市計画道路	平成15年12月10日(水)午後3時30分	東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1 庄内総合支庁講堂1号会議室
余目都市計画道路	同 午後1時30分	

2 都市計画の変更の案の概要

次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係図書を土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課に備え置いて閲覧に供する。)

3 その他

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を次により提出すること。

都市計画の名称	提 出 期 限	提 出 場 所
酒田都市計画道路	平成15年12月5日(金)	土木部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課
余目都市計画道路		

(2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。

(4) 代理人による意見の陳述は、認めない。

(5) 詳細については、山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課(電話023(630)2588)に問い合わせること。

平成15年11月26日印刷
平成15年11月26日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056